

公益財団法人 公益法人協会

第 21 回評議員会 議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案

「『役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程』改定案の承認」の件

2 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 時枝孝子（雨宮孝子）

3 評議員会の決議があったものとみなされた日 平成 29 年 8 月 8 日

4 評議員会議事録の作成に係る職務を行った理事 時枝孝子（雨宮孝子）

評議員総数 25 名（同意書別添のとおり）

平成 29 年 7 月 28 日、理事 時枝孝子（雨宮孝子）が評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき平成 29 年 8 月 8 日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、定款第 28 条（一般法人法第 194 条）に基づく評議員会の決議の省略の方法により、当該提案（第 1 号議案）を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

平成 29 年 8 月 8 日

理事 時枝 孝子（雨宮 孝子）

